

令和7年度
京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金
(共同住宅共用部再エネ導入促進事業)

申請の手引き



令和7年5月7日

(お問い合わせ先)

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

受付時間：平日 9時00分～12時00分

13時00分～17時00分

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

目次

1	事業の目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業	1
4	補助対象経費	4
5	補助金額	6
6	事業・申請の流れ	7
7	提出書類チェックリスト	8
8	申請・問い合わせ窓口	10
9	Q & A	10
10	様式記載例	13

1 事業の目的

京都府では、「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指しており、再生可能エネルギーの導入等を促進することは、温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に使用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要です。とりわけ共同住宅は、災害時に防災拠点としての役割も期待され、エネルギー自立化及びレジリエンス強化が求められることから、共同住宅の共用部に太陽光発電設備及び蓄電池を導入し、その役割を強化しようとする場合に、導入費用を支援します。

2 補助対象者

本事業の補助を受けようとする者は、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 以下のいずれかに該当していること

- ア 建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分を有する共同住宅に太陽光発電設備に併せて蓄電池の設置を行う当該共同住宅の管理組合（管理組合が設立されていない共同住宅にあっては、建築主）
- イ ア以外の共同住宅に太陽光発電設備に併せて蓄電池の設置を行う当該共同住宅の所有者（当該共同住宅が共有物である場合にあっては、その設置について、全ての共有者の同意を得ている者に限る。）

(2) 以下のいずれにも該当しないこと

- ア 京都府税を滞納している者
- イ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等

3 補助対象事業

本事業の補助を受けようとする事業は、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 府内の共同住宅に、太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入すること。

※同時導入する太陽光発電設備と蓄電池のどちらかが補助対象外となる場合、いずれの設備についても補助対象外となります。

(2) 導入しようとする設備が、次のア～キの要件を満たすこと

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること
- イ 各種法令等に遵守した設備であること
- ウ 商用化され、導入実績があるものであること （中古設備は原則対象外）
- エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
- オ 導入する設備は、PPA又はリースによるものでないこと
- カ 導入する設備により発電された電力について、共同住宅における共用部分のみで使用する

こと

キ 導入する設備ごとに、国実施要領※に定める要件を満たすこと

主な要件は下表のとおりですが、必ず国実施要領により詳細な要件をご確認ください。

※国実施要領（環境省HP）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）

2. 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

（ア）太陽光発電設備（自家消費型）及び（イ）蓄電池

<主な設備要件>

補助対象設備	主な設備要件と解説
太陽光発電設備	<p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること ➡ <u>自家消費した分のCO₂削減量を、環境価値として他人に譲渡しないでください。</u></p> <p>(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと</p> <p>(3) 電気事業法第2条第1項第5号に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること ➡ 補助対象設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある補助対象者が所有する建物に送電しないこと</p> <p>(4) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること ➡ 50%以上自家消費できるか試算してください。 また、設備導入後に必要に応じて自家消費率をご報告いただく場合があります。 ➡ 自家消費割合が50%に満たない場合であっても、自家消費割合が30%以上かつ、発電した電力の50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、自家消費割合に係る設備要件を満たしているものとみなします。</p>

	(5) 導入する設備が建材一体型太陽光発電設備でないこと。
蓄 電 池	<p>(1) 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること</p> <p>(2) 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 (家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上)</p>

(3) 他の補助金・助成金等の交付を受けていないこと

原則、本補助金以外の補助金等（以下、他補助金）を受けている事業については、本補助金の対象となりません。

ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など、併用可能な場合もありますので、併用可否については8.問い合わせ窓口までご相談ください。

なお、他補助金と併用する場合の本補助金の額は、補助対象経費から他補助金の額を除いた額を上限とします。

4 補助対象経費

補助対象経費は、事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
	直接経費		<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費		<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。

	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

なお、以下に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・経理処理上、補助金交付することが適さないもの

<具体例>

- ・契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
- ・関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合 など

5 補助金額

補助金額は、設備の種類ごとに以下のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額が交付されるとは限りません。

(1) 太陽光発電設備

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

- ア 補助率（5万円／kW） × 設備導入量（kW※1※2）
- イ 補助上限（200万円）

※1 設備導入量の算定にあたっては、小数点以下を切り捨てます。

※2 算定に用いる設備導入量については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低いものとします。

(2) 蓄電池

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

- ア 設備導入費用（工事費込、税抜） × 補助率（1／3）
- イ 補助上限（蓄電容量※1 × 以下に定める蓄電池の kWh 単価※2 × 1／3）
- ウ 補助上限（100万円※3）

※1 蓄電容量については、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。

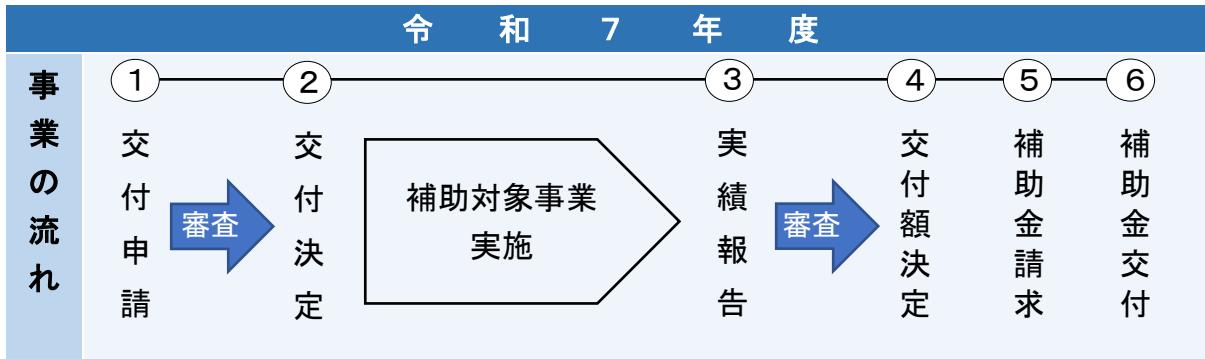
※2 4,800Ah・セル相当の kWh 未満：14.1万円／kWh

4,800Ah・セル相当の kWh 以上：16.0万円／kWh

※3 災害時に地域で電力を提供する場合は、上限を 200 万円に引き上げます。

6 事業・申請の流れ

補助金の申請や事業の流れは、以下のとおりです。



① 交付申請

交付申請書に必要書類を添えて、以下期間中に申請窓口まで持参してください。

【交付申請受付期間】

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金）<必着>

※交付の決定までに2～3週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

② 交付決定

提出書類の確認完了後、原則電子メールにて交付決定通知を送付します。

なお、原則、交付決定通知後に補助対象事業に着手していただく必要がありますが、やむを得ない事由により交付決定前に契約締結又は工事着手しようとする場合は、事前着手届を提出し、知事の承認を得てください。

また、交付決定後に計画の変更や中止・廃止がある場合、変更承認申請書又は報告書に必要書類を添えて速やかに提出してください。

③ 実績報告

事業完了後、実績報告書及び必要書類を、以下ア・イのうちいずれか早い日までに提出してください。<必着>

ア 補助対象工事完了日から60日以内

イ 令和8年2月27日（金）¹

④ 交付額決定

提出書類の確認完了後、原則電子メールにて額の確定通知を送付します。

⑤ 補助金請求

交付請求書に必要事項を記入し、④の通知を受領してから1週間以内に送付してください。

⑥ 補助金交付

請求から約1か月で、ご指定の口座に補助金をお振込みします。

¹ 支払を含む事業完了が令和8年3月1日（日）から令和8年3月13日（金）までとなる場合は、事前にご相談ください。令和8年3月13日（金）までに実績報告書を提出することを条件に受付します。

7 提出書類チェックリスト

申請ごとに、次の書類をご用意ください。なお、申請に当たっては、チェックリストの順番どおり編綴の上、ご提出ください。

(1) 交付申請

確認事項と提出資料	
ア	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第2号様式（第5条関係））
イ	<input type="checkbox"/> 事業計画書（要領別紙2）
ウ	<input type="checkbox"/> 交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
エ	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料（申請の手引き 2 補助対象者（1）イに該当する場合） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3か月以内） <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（個人事業主の場合）（コピー可、発行後3か月以内）
オ	<input type="checkbox"/> 設備の設置所在地が特定できる資料 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 付近見取図
カ	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
キ	<input type="checkbox"/> 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料 (型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ等) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 太陽光パネル（□型式 □設備容量） <input type="checkbox"/> 蓄電池（□型式 □設備容量）
ク	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予定工程表 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
ケ	<input type="checkbox"/> 府税に滞納がないことの証明書（※申請者が法人の場合のみ）
コ	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書
4,800Ah・セル未満の蓄電池設置事業を申請する場合	
サ	<input type="checkbox"/> 蓄電池のパッケージ型番が、 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII） に登録されていることが分かる書類
申請者が管理組合の場合	
シ	<input type="checkbox"/> 補助金の申請が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類
ス	<input type="checkbox"/> 管理組合の規約、定款等
セ	<input type="checkbox"/> 役員名簿
申請者と設置場所所有者が異なる場合	
ソ	<input type="checkbox"/> 京都府太陽光発電等導入促進事業補助金申請同意書（要領別紙2 別添）
交付申請日から30日以内に工事着手予定の場合	
タ	<input type="checkbox"/> 事前着手届（要領別紙1）

(2) 変更承認申請

確認事項と提出書類	
ア	<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（第3号様式（第6条関係））
イ	<input type="checkbox"/> 事業計画書（要領別紙2） (事業計画書の内容に変更がある場合)
ウ	<input type="checkbox"/> 変更交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
エ	<input type="checkbox"/> 交付申請時から変更内容を証明する書類 (交付申請書類に係るチェックリストを参考に、変更内容に応じた資料を添付してください。)

(3) 実績報告

補助対象設備	確認事項と提出資料
共通	ア <input type="checkbox"/> 実績報告書（第6号様式（第10条関係））
	イ <input type="checkbox"/> 事業実施報告書（要領別紙2）
	ウ <input type="checkbox"/> 実績報告書類に係るチェックリスト（本表）
	エ <input type="checkbox"/> 契約書の写し
	オ <input type="checkbox"/> 契約先に補助対象経費を支払ったことが分かる次のいずれかの書類 ----- <input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
	カ <input type="checkbox"/> 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）が分かる次のいずれかの書類 ----- <input type="checkbox"/> 請負代金内訳書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
	キ <input type="checkbox"/> 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる次のいずれかの書類 ----- <input type="checkbox"/> 保証書、納品書又は出荷証明書 <input type="checkbox"/> 上記書類に代わるもの（ ）
	<input type="checkbox"/> 交付申請から実績報告の間に管理組合が設立された場合
	ク <input type="checkbox"/> 管理組合の規約、定款等
	ケ <input type="checkbox"/> 役員名簿
	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所又は設置位置が交付申請時から変更した場合
	コ <input type="checkbox"/> 設置図（平面図等）
	サ <input type="checkbox"/> 設備の全体及び銘板（仕様）が確認できる写真 ----- <input type="checkbox"/> 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真（カラー） <input type="checkbox"/> 「パワーコンディショナー」の設置後の写真（カラー）
太陽光発電設備	シ <input type="checkbox"/> 設備の全体及び銘板（仕様）が確認できる写真 ----- <input type="checkbox"/> 「蓄電池本体」「パワーコンディショナー」「DC／DCコンバータ」の設置後の写真（カラー）
	<input type="checkbox"/> 災害時に地域で電力を提供する場合
	ス <input type="checkbox"/> 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類（写し）

8 申請・問い合わせ窓口

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

受付時間：平日 9時00分～12時00分

13時00分～17時00分

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

9 Q & A

(1) 補助対象設備の契約

Q 1 いつ以降に工事請負契約をしたものが対象となりますか。

A 1 原則、交付決定日以降に工事請負契約を締結したものが対象となります。ただし、交付申請から交付決定までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請時に事前着手届をご提出ください（事前着手届は、交付を保証するものではありません）。

Q 2 本補助事業開始前に、建築物新增築の契約を締結しました。本補助事業開始を受けて、補助対象設備を追加する変更契約をしようと考えていますが、補助対象となりますか。

A 2 補助対象事業を含む契約を交付決定以降に締結する必要がありますので、補助対象設備を追加する変更契約の締結前に交付申請の手続きをとる必要があります。

(2) 交付申請書の提出

Q 3 事前申請であることを知りませんでした。

A 3 交付決定日以降に工事請負契約を締結したものが対象となりますので、工事請負契約の締結後の申請はできません。

Q 4 いつから補助対象設備の工事を開始できますか。

A 4 補助対象設備の工事は、交付申請書を提出し、交付決定を受けてから開始してください。交付申請から交付決定までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請時に事前着手届をご提出ください（事前着手届は、交付を保証するものではありません）。

Q 5 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A 5 申請窓口に交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。ただし、「交付申請書の受理」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うことになります。

Q 6 府外に本社のある企業が、府内の共同住宅に補助対象設備を導入する場合に、交付申請を行うことは可能ですか。

A 6 可能です。補助対象設備を導入する共同住宅が府内にあれば、申請者の住所は問いません。

(3) 補助対象設備の要件

Q 7 太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。

A 7 太陽光発電設備、蓄電池それぞれに設備設置の要件、性能基準に関する要件等がありますので2ページで紹介している環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2を御確認下さい。

Q 8 太陽光発電設備で発電した電力を、定められた割合以上消費することができません。

A 8 補助金対象設備で発電した電力を、自家消費率30%以上かつ府内消費率50%以上とすることができない場合には補助対象外となります。年間の想定発電量及び自家消費量については、専門業者に依頼するなどにより試算したうえで、事業計画書（要領別紙2）をご提出ください。

Q 9 既に太陽光発電設備を設置している建築物に、追加で太陽光発電設備を設置する場合にも対象となりますか。

A 9 対象となります。なお、既設の太陽光発電設備も含めた全ての太陽光発電設備で発電される電力に対し、定める割合以上自家消費していただく必要があります。

Q 10 他の補助金との併用は可能ですか。

A 10 原則、他の補助金を活用して実施する事業は補助対象外となります。ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など併用可能な場合がありますので、併用を検討されている場合は窓口までご相談ください。

Q 11 発電した電力について、共用部で使用しきれない場合に専有部で使用することは可能ですか。

A 11 発電した電力について、専有部で使用することはできません。

Q 12 発電した電力について、余剰が発生した場合に売電することは可能ですか。

A 12 FIT又はFIP制度によらない売電であれば可能です。

Q 13 導入する太陽光発電設備について、ソーラーカーポートとして導入することは可能ですか。

A 13 ソーラーカーポートとして導入することはできません。原則として共同住宅への屋根置きとしてください。なお、ソーラーカーポートの導入を対象とした補助制度については、本補助金の別事業（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）の活用をご検討ください。

(4) 変更承認申請書の提出

Q 14 どういった場合に変更承認申請が必要となりますか。

A 14 事業実施場所の変更や補助対象設備の大幅な変更、その他計画内容の大幅な変更がある場合に

は、変更承認申請が必要です。それ以外の変更は、実績報告書の「6 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を変更した場合は、その内容」記載欄に変更内容を記載してください。

変更承認申請が必要な 変更例	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電設備の容量変更・導入製品の変更
変更承認申請が不要な 変更例	<ul style="list-style-type: none">・実績報告書受付期間内の工事完了日の変更・申請者の法人代表者や所在地の変更

(5) 実績報告書の提出

Q15 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

A15 実績報告書が期限内に提出できない場合、補助金をお支払いできません。やむを得ない事情による工事の遅れ等により実績報告期限内の事業完了が困難な場合は別途ご相談ください。

Q16 補助事業の完了には、通電まで必要ですか。

A16 通常は、系統連係の運転開始（＝委託・請負等した設備が稼働し、電力の供給ができる状態）になってから、設備の引き渡しや支払いが行われると考えられますので、連系運転開始の後の引き渡し・支払い完了をもって事業完了となります。

ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをした上で、連系手続きに時間をおこすことを電力会社との協議資料などで確認できる場合などは、現地施工完了後に引き渡し・支払いが完了していれば、事業が完了したものとして発電開始は後となっても差し支えありません。

なお、施工業者への支払いの条件が契約書等で発電開始後となっている場合など、支払が完了していないものについては事業完了とすることはできません。

また、事業完了より発電開始が遅れる場合においては、発電開始時期を申請窓口へ実績報告時に伝えるとともに、後日発電開始した際にも報告してください。

10 様式記載例

(1) 事業計画書

別紙2 (要領第8条第1号関係)

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金事業計画書

(共同住宅共用部再エネ導入促進事)

交付申請書等の住所・氏名と一致

申請者 住所 京都府○○市△△町1丁目1番地1
氏名 ○○○○管理組合 理事長 京都 太郎

1 補助対象設備の設置場所所在地（マンション等名称）及び設置場所所有者名

設置場所所在地（マンション等名称）	設置場所所有者名
〒602-0000	
京都府○○市△△町2丁目2番地2	

登記事項証明書の住所・所有者と一致

区分所有者が存在し、枠内への記載が難しい場合は別紙での提出も可

※申請者と設置場所所有者が異なる場合は、申請同意書を添付してください。

2 設置予定の補助対象設備の内容及び費用

(1) □太陽光発電設備

設置予定の太陽光発電設備の発電出力※1	5	整数で記載 (小数点以下端数切捨て)
設置予定の太陽光発電設備に掛かる費用※2	2,500,000	円 …⑧

※1 発電出力：最大出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値

※2 消費税及び地方消費税相当額除く

(2) □蓄電池

設置予定の蓄電池の種別	4800Ah・セル未満（家庭用）	…⑨
設置予定の蓄電池の蓄電容量※1	10.5 kWh	
設置予定の蓄電池に掛かる費用※2	1,300,000 円	

※1 小数点第二位以下切り捨て

※2 消費税及び地方消費税相当額除く

蓄電池の種別について、
プルダウンで選択

3 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合（受けていない場合は空白で構いません）

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		原則、他の補助金との併用はできません。事前にご相談いただき、認められた場合のみ記載してください。
ア 他補助金額		
イ ⑧-⑩	2,500,000	

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		…⑩
ア 他補助金額		
イ ⑩-⑪	1,300,000	

4 交付申請額（千円未満切捨て）

(1) 太陽光発電設備

ア 補助率 : ①×5万円	250,000	円	①
イ 申請額 (⑥、⑦、200万円のいずれか低い額)	250,000	円	⑦

(2) 蓄電池

ア 補助率 : ⑧×1／3 (千円未満切捨て)	433,000	円	⑧
イ 申請額 (⑨、14.1万円/kWh×1/3、100万円※の低い額)	433,000	円	⑨

※災害時に地域で電力を提供する場合は200万円

(3) 合計

申請額 (①+②)	683,000	円
-----------	---------	---

自動計算になっていますが、
計算に誤りがないか必ずご
確認ください。

5 補助事業により導入する再生可能エネルギーの自家消費見込

年間の想定発電量 (kWh)	・・・①	5,000	自家消費率が30%以上
年間の想定自家消費量 (kWh)	・・・②	2,500	kWh $\geq 30\%$
年間の想定府内消費量 (kWh)	・・・③	500	kWh ※②を除く
年間の府内消費率 ((②+③) ÷ ①)		60	% $\geq 50\%$

6 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定日

工事請負契約締結予定日	令和 7 年 11 月 10 日
工事完了予定日	令和 7 年 12 月 28 日
支払完了予定日	令和 8 年 1 月 15 日

自家消費率が30%以上

③がある場合、消費の方
法について資料をもって
説明してください。

7 誓約事項

工事完了予定日及び支払完了予定日については、
原則令和8年2月27日まで

- (1) ①～⑤
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと
- (3) 補助事業により導入した設備による発電量の30%以上を、設置場所の共同住宅における共用部分で使用（自家消費）するとともに、自家消費を含め発電量の50%以上を府内で消費すること。
- (4) 補助対象設備の使用状況について、京都府から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること
- (5) 再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本府が実施する広報活動などの取組に協力すること
- (6) 蓄電池について申請する場合、次の価格以下のシステムとなるよう努めること。
(家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以内)

8 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

- ※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。
- ※ 申請者が事業者の場合は、担当者を2名記載してください。

担当部署	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	住所	
電話番号		

(2) 設置場所所有者の情報

- ※ 設置場所所有者が、申請者と異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。
- ※ 設置場所所有者が個人の場合は、「**設置場所所有者が申請者と異なる場合のみ記載**」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

(2) 申請同意書

(要領第8条第1号関係 別添)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金申請同意書

年 月 日

(宛先) 京都府知事

申請者 住所
氏名

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違이がないことを確認しています。

それぞれ自署又は記名押印してください。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者	株式会社 ○○○○ 代表取締役 京都太郎 
補助対象設備使用者 (PPA又はリースの場合の補助対象設備による発電電力の使用者)	
設置場所所有者 (申請者又は対象設備使用者と異なる場合)	太陽 花子 

【同意事項】

- 1 PPA事業者又はリース事業者による申請の場合、補助金は申請者に交付されますが、申請者が対象設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料から補助金相当額分を減額することを要します。
- 2 申請者及び補助対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、申請者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

(3) 事業実施報告書

(要領第8条第2号関係)

**京都府太陽光発電等導入促進事業補助金事業実施報告書
(共同住宅共用部再エネ導入促進事業)**

申請者 住所 京都府○市△町1丁目1番地1
氏名 ○○管理組合 理事長 京都 太郎

1 設置予定の補助対象設備の内容及び設備導入に要した費用

(1) □ 太陽光発電設備

設置した太陽光発電設備の発電出力※1	5 kW	…Ⓐ
設置した太陽光発電設備に掛かる費用※2※3	2,500,000 円	…Ⓑ

※1 発電出力：最大出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値(小数点以下切り捨て)

(2) □ 蓄電池

設置した蓄電池の種別	4800Ah・セル未満(家庭用)	…Ⓒ
設置した蓄電池の蓄電容量(小数点第2位以下切捨)	10.5 kWh	…Ⓓ
設置した蓄電池に掛かる費用※2※3	1,300,000 円	…Ⓔ

※2 消費税及び地方消費税相当額除く

※3 費用の内訳は別添のとおり

2 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合(受けていない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア 他補助金額		円 …Ⓕ
イ (Ⓑ)-(Ⓔ)	2,500,000	円 …Ⓖ

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア 他補助金額		円 …Ⓗ
イ (Ⓓ)-(Ⓖ)	1,300,000	円 …Ⓘ

3 実績報告額(千円未満切捨て)

(1) 太陽光発電設備

ア 補助率：Ⓐ×5万円	250,000	円 …Ⓘ
イ 申請額(Ⓕ、Ⓘ、200万円のいずれか低い額)	250,000	円 …Ⓛ

(2) 蓄電池

ア 補助率：Ⓗ×1／3(千円未満切捨て)	433,000	円 …Ⓜ
イ 申請額(Ⓜ、14.1万円/kWh×1/3、100万円※の低い額)	433,000	円 …Ⓛ

※災害時に地域で電力を提供する場合は200万円

(3) 合計

申請額(Ⓛ+Ⓜ)	683,000	円
----------	---------	---

4 据付対象設備の工事着手及び完了日

工事請負契約締結日	令和 7 年 11 月 10 日
工事完了日	令和 8 年 1 月 15 日
支払完了日	令和 8 年 2 月 1 日

5 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を 変更した場合は、その内容

実績報告期限の範囲内での工事期間の延長

「交付申請書類に係るチェックリスト」を参考
に、必要に応じて変更内容を証明する書類を添
付してください。